

## 【資料5】荷主の協力促進のための措置(荷主勧告・公表制度)

- 荷主は、オペレーターの法令遵守に配慮しなければならない。  
(改正内航海運業法第29条)
- オペレーターが法令違反により処分を受け、当該違反行為が荷主の行為に起因するものであり、かつ、当該オペレーターに対する処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められる場合、国土交通大臣は、当該荷主に対し、再発防止措置をとるべきことを勧告することができ、当該勧告したときは公表する。  
(改正内航海運業法第30条第1項、第3号)

### 荷主への勧告・公表の流れ (案)

